



趣旨

- 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援します。



主な支援対象者

- 都道府県、市町村
- 森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、NPO法人等、森林所有者の団体
- 森林経営計画の認定を受けた者
- 特定間伐等促進計画における特定間伐等の実施主体
- 森林経営管理法に基づき都道府県が公表した民間事業者



支援対象となる作業

- 人工造林(地^{こしら}え、植栽)等
 - 下刈り(10年生以下)
 - 枝打ち(30年生以下)
 - 雪起こし(25年生以下)
 - 倒木起こし(25年生以下)
 - 除伐(25年生以下)
 - 保育間伐(60年生以下又は伐採木の平均胸高直径18cm未満)
 - 間伐(60年生以下)
 - 更新伐(90年生以下)
 - 付帯施設等整備(※1)
 - ・ 鳥獣害防止施設等整備
 - ・ 林内作業場等整備
 - ・ 林床保全整備
 - ・ 荒廃竹林整備
 - 森林作業道整備(※2)
- ※1、2 左の作業と一体的に実施することが必要です。
※2 森林作業道の改良及び復旧については、単独で実施することが可能です。



間伐、更新伐の支援の条件

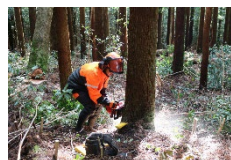
- 施業の集約化
森林経営計画ごとに実施箇所を取りまとめて申請(共同による申請も可能)
 - 伐採木の搬出(※3)
実施箇所1ha当たり平均10m³以上の木材を搬出
- ※3 間伐等の実施箇所の一部に搬出できない(伐捨間伐)箇所があっても、平均で10m³/ha以上を満たしていれば支援対象となります。
- 10m³/ha以上の搬出が困難な箇所については、要件を満たす箇所と一体的に間伐を実施することで、付加的な支援対象となる場合があります。



集約化や路網整備の推進による施業の低コスト化

- 間伐等の補助単価については、低コスト化に取り組んでいる事業体を参考に、主な作業の種類ごとに国が標準的な作業工程を提示し、これに基づき都道府県が労賃等を加味して単価を設定することにより、施業の低コスト化や採算性の向上を図っています。

【間伐の作業工程の例】



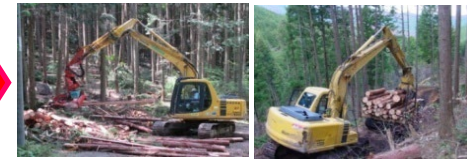
【選木・伐倒】



【集材】



【架線系】



【造材】

森林経営計画について

○ 目的

森林の有する多面的機能の十全な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、5年間の森林の施業及び保護(森林の経営)に関する計画を作成するものです。

○ 作成主体

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた方が単独または共同で作成します。

○ 認定主体

市町村長が認定します。(都道府県知事、農林水産大臣の場合あり)

○ 主な計画事項

- ・ 森林の経営に関する長期の方針を記載するほか、5年間の造林、保育、伐採(主伐・間伐)の実施、森林経営の共同化、作業路網の整備、森林の保護に関する計画が必要です。
- ・ 共同して計画を作成する場合は、共同して行う施業の種類及びその実施方法を定めることが必要です。
- ・ 任意で受託等による森林経営の規模拡大の目標を定めることができます。

○ 計画対象森林

- ・ 民有林を対象とします(公有林、国有林分収造林地を含みます)。
 - ・ ① 林班計画: 林班又は隣接する複数林班の面積の2分の1以上の森林
 - ・ ② 区域計画: 市町村長が定める一定の区域内における30ha以上の森林(①②とも林班又は区域内に所有及び経営を受託している森林の全て)
 - ・ ③ 属人計画: 100ha以上の森林を所有している方の所有森林及び経営を受託している森林の全て
- を対象として、計画を作成します。